

第53回香川県環境審議会計画部会議事録

令和6年10月23日（水）

日 時	令和6年10月23日(水) 午後3時30分～午後5時00分
場 所	香川県庁本館12階 第1, 2会議室
出席者	<p style="text-align: center;">香川県環境審議会計画部会委員(7名)</p> <p>委員 一色 玲子 香川大学教育学部准教授 委員 片山 仁子 おたがいさま高松代表 委員 久保 月 株式会社 tao.代表取締役 委員 寺林 優 香川大学創造工学部教授 委員 中橋 恵美子 香川県各種女性団体協議会会長 委員 藤本 智子 弁護士 委員 増田 拓朗 香川大学名誉教授</p> <p style="text-align: center;">事務局(17名)</p> <p>環境森林部 部長 秋山 浩章 次長 石井 一暢 みどり保全課 課長 福家 裕司 副課長 松尾 直睦 課長補佐 久山 保 課長補佐 山津 宙行 副主幹 富家 有希 副主幹 松本 和也 主任 神原 徹也 主任 堤 晴加 環境管理課 課長補佐 山下 彰子 主任技師 岡本 一真 循環型社会推進課 課長 河本 明久 副課長 富田 康志 主幹 茂中 浩司 課長補佐 真鍋 雄一 副主幹 長谷川 慶</p>
欠席委員	委員 川上 り沙 香川県公立小・中学校女性校長会会長 委員 久米 川 啓 香川県医師会会長 委員 十河 久美子 JA香川県女性部副部長 委員 谷川 俊 博 香川県町村会会長 委員 原 直 行 香川大学経済学部教授 委員 吉田 英子 香川県商工会議所女性会連合会副会長
議 題	埋立て等に用いる土砂の条例による規制について
配付資料	資料1 第53回環境審議会計画部会(説明資料)
会 議 録 署名委員	一色 玲子 委員 片山 仁子 委員
議事の概要	埋立て等に用いる土砂の条例による規制について審議した。

第53回 香川県環境審議会計画部会 議事概要

<p>司会 (松尾副課長)</p>	<p>定刻となりました。 会議に入ります前に、委員の皆様方に御報告がございます。 当審議会は、平成12年6月の第13回環境審議会にて原則公開と決定しましたことから、本日の議事につきましても公開となります。 本日の審議会計画部会の開催を一般に周知いたしましたところ、傍聴希望者は、おられないことを御報告申し上げます。 ただ今から、香川県環境審議会計画部会を開催いたします。 私は、本日の会議の進行をさせていただきます、みどり保全課の松尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 開会に当たりまして、秋山環境森林部長より、御挨拶を申し上げます。</p>
<p>秋山環境森林部長</p>	<p>(部長挨拶)</p>
<p>司会 (松尾副課長)</p>	<p>引き続きまして、増田部会長から御挨拶いただきたいと存じます。</p>
<p>増田部会長</p>	<p>(部会長挨拶)</p>
<p>司会 (松尾副課長)</p>	<p>ありがとうございます。 本日の資料については周囲のディスプレイに映しますので、ディスプレイ上でご確認ください。 それでは、これより議事に移らせていただきます。 本日、御出席いただいております委員は、13名中7名で、香川県環境審議会条例第7条第2項に定められております「委員の2分の1以上の出席」という開会の定足要件を満たしておりますことを御報告申し上げます。 これからの議事の進行につきましては、環境審議会条例第7条第1項の規定により、増田部会長に議長として議事進行していただきたいと存じます。</p>
<p>増田部会長</p>	<p>それでは、私の方で会議を進めさせていただきます。 まず、議題に入ります前に、本審議会運営規程第4条第2項により、本日の会議録に署名していただく委員を指名させていただきます。 一色委員と片山委員に、本日の議事録の署名をお願いいたします。 (一色委員、片山委員了解)</p> <p>これより、議事を進めてまいります。 本日の議題は、「埋立て等に用いる土砂の条例による規制について」であります。 それでは事務局から説明をお願いします。</p>

<p>福家みどり保全 課長</p>	<p>質問については、説明が終わってからお願いします。</p> <p>(「埋立て等に用いる土砂の条例による規制について」を資料1により説明)</p>
<p>増田部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明について、なにか御質問はございませんか。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>質問が 10 ページについて 3 点、12 ページについて 2 点、13 ページについて 1 点ございます。</p> <p>まず、10 ページの※印のところで、届け出不要なものであっても、土砂基準に適合しない埋立て等への土地の提供は禁止すること、また、先ほどの説明でも(土砂基準に適合しないことが)判明した場合とおっしゃっていたと思いますが、どのように判明するのかを教えてください。</p> <p>次に届け出制についてですが、やはり書面審査のみで現地調査をしない、或いはすぐに調査ができないことの危うさがあると思います。</p> <p>その辺りの担保は、どのように考えられているのか教えてください。</p> <p>また、他の県も少し調べてみたのですが、許可制にしている県もありましたので、許可制と届出制が他県についてはどれぐらいの割合であるのかを教えてください。</p> <p>3 点目ですが、届出対象外のうち、非常災害のときに対象外とするのはよくわかるのですが、国または地方公共団体が行う場合も対象外とする理由を教えてください。</p> <p>次、12 ページのところで 2 件ございます。</p> <p>事業者については個人も含めた事業者という理解でよいのか、また盛土規制法では、事業者の信用性とか能力についての資料を要求していたと思いますが、今回はそこまでの資料は要求しないのかを教えてください。</p> <p>また、必要な書類の中で利害関係人の同意書とありましたが、利害関係人というのは曖昧なところがありますので、どういう人を想定されているのか教えてください。</p> <p>次に 13 ページのところですが、最終的な責任者として計画の変更命令をかけた罰金を科すのは、事業者だけを対象にするのか、或いは事業者が倒産したりいなくなった場合には、土地所有者の連帯責任になるのかを教えてください。</p> <p>前回の審議会において、対象区域に海域は含むということになったのでしょうか。海域を含まない場合は、同じような規制法が海域の場合もあるのかを教えてください。</p>
<p>山津みどり保全 課課長補佐</p>	<p>みどり保全課の山津です。</p> <p>ご質問いただいた点につきまして、ご説明させていただこうと思います。</p> <p>まず、土砂基準に適合しない埋立て等がどういった場合に判明するのか、とい</p>

うことですが、今想定しているのは、外部から情報があるなどして疑念が生じた場合、県で事前に調べるなどして、その結果判明するということが考えられます。

次に、主に書面審査となる届出制でどのように安全性を担保するのかということについては、特に県外の土砂が搬入される場合で、その土砂に問題があるというような情報がある場合には、県の職員が県外であっても、搬入予定の土砂の採取場所に行き、その状態を現地で確認し、場合によっては土砂を持って帰って検査を行うことを考えています。

そのために県外の土砂で埋め立てを行う場合は、検査に必要な期間を考慮し 60 日前に届出を提出することを規定しており、安全性を担保していきたいと考えています。

次に、他県の状況につきましては四国の他の 3 県を含む 16 府県において同様の条例により、土砂の規制を行っており、今回の条例の制定にあたりましては、他県の規制も参考にし、他県の規制内容とのバランスもとっています。

他県では許可制を採用しているところもありますが、許可制となっている部分は災害防止の関係についてであり、土壌汚染等の防止に係る内容につきましては届出制となっています。

次に、国や地方公共団体が行う工事が届出の対象外となっている理由につきましては、いわゆる公共事業の場合は発注者が使用する材料について、きちんと責任を持って工事を行っておりますので、届出の対象外としています。

また、対象とする事業者につきましては、会社が申請する場合もあると思えますし、個人が申請する場合もあり得ると考えています。

次に利害関係人につきましては、埋め立てを行う土地の所有者、土地の登記簿上の権利を持っている者、また、埋立てた土砂を通過して雨水が流れていく排水先の水利権者と考えています。

責任の所在につきましては、第一義的に埋め立てを行うと届け出をしている者が責任を持っていると考えています。

ただ、先ほどおっしゃられたように、事業者がいなくなった場合には、土地所有者の方にも、状況についての聞き取り調査をするなど、その責任の所在について検討したいと考えています。

海域にこの条例が適用されるのか、ということにつきましては、海域につきましては公有水面埋立法という法律により、この土砂条例と同様に、埋立てに用いる土砂について環境的に影響がないか審査する基準がありますので、今回の条例の対象区域からは除外したいと考えています。

藤本委員

利害関係人である土地所有者や権利者については登記簿謄本を確認しないと分からないと思いますが、添付資料には登記簿謄本が含まれていなかったと思います。どのように確認するのでしょうか。

山津みどり保全
課課長補佐

資料の 12 ページに記載の添付書類は主なもので、実際の届出には土地の登記事項証明書や計画図面などの添付も求めたいと考えています。

増田部会長	よろしいですか。他に。
中橋委員	<p>この審議会の委員には当事者となる土木関係などの委員が含まれていませんが、こういった規制を決める際には、事前に当事者となるような団体に意見を聴き、意見を反映させる必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>検査費用や回数、調査の方法など様々なことを当事者となる方々は知りたいと思います。</p>
山津みどり保全課課長補佐	<p>本日の審議会ですでにいただいた意見をもとにさらに検討して、規制の内容の詳細を決めていきたいと考えております。建設関係や事業者の団体、測量や設計をされている団体の方には、条例の施行までの間に十分な時間をとって、丁寧に説明を行いたいと考えています。</p>
中橋委員	<p>決めてから周知するのではなく、決める前に現場の声を聞き、みんなが守りたいと思える規制にするべきではないかと思ったので意見させていただきました。</p>
増田部会長	<p>現在の状況を踏まえて、ある程度案を作って、この後 12 月にパブリックコメントや市町の意見照会を行い、改めて意見を聞くということを進めるということでしょうか。</p>
山津みどり保全課課長補佐	<p>そのように予定しています。</p>
増田部会長	<p>パブリックコメントとか市町への意見照会を行って、意見等が出てくればそれに対応するという事だろうと思います。</p>
山津みどり保全課課長補佐	<p>はい、そうです。</p>
増田部会長	<p>他に。</p>
片山委員	<p>資料の 10 ページで、対象規模を 3 千平方メートル以上としています。土です。面積ではなく量、例えば 3 千立方メートルの方が適切なのではないのでしょうか。同じ広さであっても、深く掘れば、土をたくさん埋め立てられるように思います。</p>
山津みどり保全課課長補佐	<p>届け出が必要な規模を面積で 3 千平方メートルとしているのは、土壌汚染対策法の届出が必要な面積基準や盛土規制法の許可が必要な面積と同等にしておりまして、この条例についても面積としている方が、届出をする側からしてもわかりやすいと考えています。</p> <p>また、同じ面積でも、深く掘って埋める、または高く盛り上げて埋立て等の土</p>

片山委員	<p>砂量を増やすことにつきましては、災害の防止の観点から盛土規制法の規制がかかってきますので、一定の量には抑えられると考えております。</p> <p>ありがとうございます、よくわかりました。</p>
増田部会長	<p>先ほどの海水面についてもですが、他の法律が重なってきますので、この条例では他の規制がかかるところは除外して規制をかけていく、ということのようです。</p>
寺林委員	<p>私も片山委員と全く同じ意見ですが、やはり深く掘削すれば、相当土砂が入ると思います。盛土の場合は盛土規制法で規制がかかるかもしれませんが、掘削する方には規制がかかるのでしょうか。</p> <p>体積的にどれだけあるかが、雨水の浸透によってどれだけ汚染物質が出てくるかということに関係すると思うので、単位だけの問題ではないと思います。</p> <p>また、先ほどのご回答に他県の規制とバランスを取って条例を制定しているとの回答がありましたが、やはり香川県は、全国一厳しい条例を制定していただきたいと思います。</p>
山津みどり保全課課長補佐	<p>土地を掘削する場合には、この土砂条例の規制だけではなく、例えばみどりの条例の規制であったり、そこが森林である場合は、森林法の林地開発許可の対象になり、それらの法令に基づいて規制をしていくようになります。</p>
秋山環境森林部長	<p>ご意見があった香川県の条例を全国一厳しくという点につきまして、他の 16 府県に同様の条例があり許可制を取っているところもありますが、この許可制の部分は災害防止の観点についてであり、土砂の搬入については届出制となっています。この届出制について、今回、本県では県外から搬入する土砂の場合は 60 日前に提出する、という案でありますが他県においては把握している限り最も長い期間で高知県の 30 日前であり、他は数日前や事前に提出すれば良いという規定となっています。</p> <p>そういった点で、厳しい条例になっていると考えております。</p>
増田部会長	<p>香川県は非常に大きな廃棄物埋め立ての問題がありましたが、今回は土砂の埋立てですので、そこは混同しないように、他の法令による規制などとも連携して考えていってもらえたらと思います。</p>
久保委員	<p>盛土となると高さが出てきますが、そうすると日常の景観が変わる場合があると思います。観光の需要を伸ばそうとして、香川県ならではの景色を見てもらいたいとしても、景観が変わってしまうと寂しい状況になってしまうと思います。</p> <p>その辺りはどう捉えていけば良いのか教えてください。</p>
山津みどり保全	<p>この土砂の条例ではその観点はありませんが、森林の規制で言いますと林地開</p>

課課長補佐	<p>発許可やみどり条例の土地開発の事前協議などの制度があり、盛土の高さについては災害が起こらないように盛土の勾配の基準があり、それを満たすように盛土を行わなくてははいけませんので、いたずらに高くすることは出来ません。</p> <p>また、景観についてはみどり条例の基準の中には景観に配慮するという審査基準がありますので、盛土の場合でなくても景観に配慮する必要があります。</p>
福家みどり保全課課長	<p>開発を行いたい業者さんは、みどり保全課に相談にきます。</p> <p>みどり条例の手続きの中で、いろいろな部署に文化財があるかどうか、希少野生生物がいるかどうか調査を行っていただくようになります。そういった手続きの中で景観を所管する部署にも調査をしていただき、どういった基準でなければならないのか担保していければと考えております。</p>
久保委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>ぜひ景観、見どころを把握して、観光に来られた方が香川県は綺麗で良いところだと思ってもらえるように、できるだけ守って残していきたい景観があると思います。</p> <p>この条例に紐づいたところがあるかと思しますので、少しだけ考えていただくと嬉しいです。</p>
増田部会長	<p>事前の届けで周辺住民周知とか関係市町への説明とかありますけれども、周辺住民に具体的な範囲などは想定していますか。</p>
山津みどり保全課課長補佐	<p>周辺の住民の範囲については、一律に事業地の境界線から何メートルというように決めるのではなく、案件によってその周辺の状況は違うと思いますので、地元で詳しい市町の担当の方に伺ってもらい決めてもらう、という対応を今は考えております。</p>
増田部会長	<p>建物の建設などで周辺住民が反対したりするような話もありますので、周辺住民の声が上がってきた場合は、行政として対応してもらわなければいけないと思います。</p> <p>特に景観というのは主観的な問題があるので、一律に決められないと思います。</p>
一色委員	<p>確認をさせてください。資料の11ページ目で、土砂基準水質基準29項目は、環境省の土壤環境基準に基づいているとお聞きしました。その1点目のカドミウムに関して確認したところ、農作物としての米1キログラムにつき0.4ミリグラム以下であること、という基準がありますが、これは事前の届け出なので、検査のしようがないと思います。農作物としてその土壌を使った結果がどうなのかということは、この条例とはあまり関係がないと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>他県の条例を見ても、やはり届け出や許可の段階では農作物の含有量は見ようがないので、同様にヒ素と銅だけの基準は※印2、3にあるように「農用地の田</p>

	<p>に限る」場合は基準が設けられていたのですが、一部に関しては香川県の場合も、特には経過を見ないのか、或いは、他の部署のところで対応するのかというところを確認させてください。</p>
<p>福家みどり保全 課長</p>	<p>そこまで今、検討できてないので、また調べて回答させていただきます。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>掘削のところの確認ですが、掘削をしてそこに土を入れた場合、それはもう埋立てなので、3千平方メートル以上だと当然届出が必要ですが、3千平方メートル未満であったとしても、疑わしいときは調査をしていただけるっていうことでよろしいでしょうか。</p>
<p>山津みどり保全 課課長補佐</p>	<p>埋め立てをする行為があれば、それは調査の対象になります。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>それでしたら、すごく狭い面積で掘削をして埋め立てていても、所有者や周辺の人が疑わしいと思えば、調査はしてもらえるので、そんなに心配はいらないのかと思いました。</p>
<p>増田部会長</p>	<p>いろいろご意見があると思いますが時間でございますので、今日のご意見を取りまとめさせていただきたいと思います。</p> <p>いろいろとご意見は出ましたが、他の法律等でもしっかりカバーして、また実際の対応をしっかりして問題が起こらないようにしていただきたいと思いますが、そういうことを踏まえて、埋立て等に用いる土砂の条例による規制については、事務局の案のとおり、新規の条例を制定するのではなく、香川県生活環境の保全に関する条例の一部改正、で進めていくということによろしいでしょうか。</p>
<p>増田部会長</p>	<p>ご異議はないようでございますので、そのようにさせていただきたいと思います。</p> <p>内容につきましては事務局の方で検討したところで、微修正等があれば事務局と私に一任いただければと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>これで議事については終了させていただきますが、事務局から何か連絡事項はありますか。</p>
<p>福家みどり保全 課長</p>	<p>ご審議いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本日ご審議いただきました結果につきましては、所定の手続きを経たのち、環境審議会の会長である増田会長さんから知事の方に答申いただく運びとさせていただきたいと思います。</p> <p>今後はパブリックコメントや、市町協議、検察庁協議を行いますとともに、来年2月の県議会の定例会に改正条例案を提案して、ご審議いただきたいと考えて</p>

